

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
14	障がい者福祉に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

塩尻市は、障がい者福祉に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

長野県塩尻市長

公表日

令和5年7月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	障がい者福祉に関する事務
②事務の概要	・身体障害者福祉法に基づき、県が交付する身体障害者手帳に関する次に掲げる事務 1 身体障害者手帳交付(再交付)申請書、変更届、返還届の受理 2 受理した書類の県への進達 3 手帳情報確認 4 更生指導台帳の整備 5 転入転出等に伴う台帳移管に必要な各種情報の照会 ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)に基づく障害福祉サービス、自立支援医療及び補装具の給付等に係る事務を行う。
③システムの名称	障がい者福祉システム 統合宛名システム 中間サーバ
2. 特定個人情報ファイル名	
障がい者福祉情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第一の8.11.12.34.84の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第11.12.25.60条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第7号別表第二 (別表第2における情報提供の根拠): 16,26,56の2,57,87,116の項 (別表第2における情報照会の根拠): 20,53,108,109,110の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉事業部福祉課
②所属長の役職名	福祉課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	塩尻市健康福祉事業部福祉課 〒399-0786 塩尻市大門七番町3番3号 電話 (0263)52-0280
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	塩尻市健康福祉事業部福祉課 〒399-0786 塩尻市大門七番町3番3号 電話 (0263)52-0280

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年3月1日	表紙 公表日	42185	42828		
平成28年4月1日	I 関連情報 5評価実施機関 における担当部署 ②所属長	福祉課長 松田 さよ子	福祉課長 降幡 美保		
平成29年3月30日	II-1対象人数 (いつ時点の計数か)	平成27年4月1日 時点	平成29年4月1日 時点		
平成29年3月30日	II-2取扱者数 (いつ時点の計数か)	平成27年4月1日 時点	平成29年4月1日 時点		
平成30年7月2日	I . 5. ②	福祉課長 降幡 美保	福祉課長	事後	
平成30年7月2日	II . 1	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	
平成30年7月2日	II . 2	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	
令和1年5月17日	II . 1	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和1年5月17日	II . 2	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和1年5月17日	IV リスク対策		追加		
令和2年4月1日	I 関連情報 5評価実施機関 における担当部署 ②所属長	福祉課長 降幡 美保	福祉課長	事後	
令和2年4月1日	表紙 公表日	令和1年5月17日	令和2年6月1日	事後	
令和2年4月1日	II-1対象人数 (いつ時点の計数か)	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	
令和2年4月1日	II-2取扱者数 (いつ時点の計数か)	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	
令和3年5月12日	表紙 公表日	令和2年6月1日	令和3年6月1日		
令和3年5月12日	II-1対象人数 (いつ時点の計数か)	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	
令和3年5月12日	II-2取扱者数 (いつ時点の計数か)	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	
令和4年6月14日	表紙 公表日	令和3年6月1日	令和4年7月1日		
令和4年6月14日	II-1対象人数 (いつ時点の計数か)	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	
令和4年6月14日	II-2取扱者数 (いつ時点の計数か)	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	
令和5年6月15日	II-1対象人数 (いつ時点の計数か)	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	
令和5年6月15日	II-2取扱者数 (いつ時点の計数か)	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	